

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2021.7. Vol.137

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・相続手続き Q&A・・・『相続人は必ず遺言書の内容に従わなければならない？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。
東京都において、4度目の緊急事態宣言が発出されました。

「またか…」
「もううんざり」

といった声も聞こえてきますが、決まってしまったことについては対応せざるを得ません。

当事務所でも、引き続き、感染拡大防止対策の徹底と、オンライン面談等を利用した非接触でのサポート体制に磨きをかけていこうと思います。

<相続手続き Q & A>

『相続人は必ず遺言書の内容に従わなければならない？』

今回は、相続手続きの際によくいただく質問に、Q&A形式で回答します。

Q. 母の相続人は、兄と、弟の私だけになります。

兄は実家に住んでおり、私は経済的に困っていないので、私としては母名義の実家や預貯金を相続するつもりはありません。

ところが、母が遺した遺言書は、「兄弟公平に2分の1ずつ相続させる」と書いてあります。

私は母の遺産はいらないのですが、遺言書の内容の通りに手続きを行わなければならないのでしょうか？

A. 相続人は、遺言書の内容に必ず従わなければならないのでしょうか？

この点につき、書籍『くらしの相続 Q&A』／伊藤崇（編著）には、次のように解説されています。

「遺言は遺言者の最終意思であり、相続人はこれに拘束されます。

しかしながら、相続人全員が遺言書の記載内容に反対である場合にまでこれに拘束される必要はなく、その場合には、相続人間で別途協議を行い、自

つづき↓

＜相続手続き Q & A＞

分たちの納得する遺産分割を行うことができます。

もっとも、遺言書で遺言執行者が選任されている場合については問題があります。

遺言執行者が選任された場合、遺言執行者は相続財産についての管理処分権を有するとともに、遺言内容を実現する義務を負います（民法 1012 条 1 項）。

そして、相続人は遺言執行者の遺言執行を妨げることができません（民法 1013 条）。

したがって、理論上は、相続人全員の合意があったとしても、遺言書と異なる遺産分割は許されないようにも思われます。

とはいえ、このような結論は誰も望むものではなく、理論上の整合性については諸議論があるものの、結論としては、遺言執行者の了解を得た上で遺言と異なる遺産分割をすることは許されると解する見解が有力です。」

つまり、遺言書で遺言執行者が指定されている場合は、まず、遺言執行者の了解を得る。

そのうえで、相続人全員で遺産分割協議を行えば、遺言書とは異なる内容で相続手続きを行うことができます。

遺言者の最終意思に反することにはなりますが、すべての相続人にとって、遺言書の内容が必ずしも最良の分け方ではないこともあるのです。

先日も、当事務所のサポート案件で、遺言書と異なる内容で遺産分割協議を行ったケースがありました。

遺言者は、都内で複数の収益物件を所有する地主の方。

6年前に当事務所で遺言書の作成をサポートしており、今年に入って、残念ながらお亡くなりになりました。

遺言書の内容は、自宅と収益物件 1 棟を長男に、二男に収益物件を 2 棟、預貯金は法定相続で相続させるというもの。

遺言執行者には私、銚立が就任し、相続人である

長男様・二男様と打ち合わせをしたところ、

「遺言書の通りに相続すると、兄の相続する不動産の価額が多く、弟の相続する借入金が多くなり、兄弟間でバランスが悪くなる」

「収益物件については、利回りが良い物件と悪い物件があり、なるべく公平に物件を分けたい」

「それぞれ持ち家があり、実家についてはじっくりと今後のことを考えたいので、共有で相続したい」

との希望があり、遺言書の内容通りの相続ではなく、兄弟で遺産分割協議を行い、財産を分けることになりました。

天国にいらっしゃる遺言者様も、きっと納得していると信じたいと思います。

＜編集後記＞

早いもので、今月、息子が 2 歳を迎えます。俗にいうイヤイヤ期に突入し、「父ちゃんイヤ！」と言われるたびに軽く心が折れています。先日、息子の誕生日プレゼント用に大好きな乗り物のオモチャを厳選して数台購入。寝かしつけの後、オモチャを広げてラッピングをしていたときに、ふと、誰かのために見返りを求めない自分の存在に気づき、「父親になったんだなあ」と実感しました。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (2) 第 94647 号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！